

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令)

許認可等の名称	保存建築物の指定（建築審査会の同意必要）	
根拠法令・条項	建築基準法第3条第1項第3号	
所 管 課	建 築 安 全 課	
審 査 基 準	処分実績が無く、また文化財保護法による条例において、規定の措置が講じられた建築物が対象であることから、法の規定以上の基準は難しく、法の規定どおりとする。	
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 標準処理期間を設定できない理由	建築審査会の同意を要するため60日を原則とする。